

渋川市農業経営力向上事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、渋川市の農業を牽引していく農業経営体の経営力向上並びに新規就農者及び農業に新規参入する企業の早期経営安定を図る取組を支援するため、農業経営力向上事業実施要領（令和5年3月23日農第30193-4号。以下「県要領」という。）に基づく事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県要領に基づく事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、県要領別表1に掲げる事業実施主体とし、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 市税を滞納していないこと。

2 補助対象者のうち次の各号に掲げるものにあつては、当該各号に定める条件を満たすものとする。

(1) 農地所有適格法人 農地法（昭和27年法律第229号）第6条に基づき市農業委員会へ報告されていること。

(2) 企業等参入支援に係る補助対象者 渋川市において新規農業参入する者であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金上限額は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助金上限額	
<p>補助対象事業を実施するために要した経費とする。</p>	<p>1 新規就農者支援</p> <p>【推進事業】 当該事業に要する経費の50%以内</p> <p>【整備事業】 当該事業に要する経費の55%（県50%、市5%）以内</p>	県	<p>【推進事業】 15万円</p> <p>【整備事業】 （機械） 200万円 （施設） 300万円</p>
		市	<p>【整備事業】 （機械） 20万円 （施設） 30万円</p>
	<p>2 担い手支援</p> <p>【推進事業】 当該事業に要する経費の50%以内</p> <p>【整備事業】 ・農業用機械及び農業用施設 当該事業に要する経費の35%（県30%、市5%）以内</p>	県	<p>【推進事業】 25万円</p> <p>【整備事業】 （機械） 200万円 （施設） 300万円</p>
	<p>・ハウス被覆資材の張替え及び内張資材の整備 当該事業に要する経費の20%（県15%、市5%）以内</p>	市	<p>【整備事業】 （機械） 30万円 （施設） 50万円</p>
	<p>3 企業等参入支援</p> <p>【整備事業】 当該事業に要する経費の30%以内</p>	県	<p>（機械） 1,000万円 （施設） 2,000万円</p>